

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 阿部工務店
宮城県亶理郡亶理町荒浜字水神62

2. 指名停止措置期間

令和6年3月5日から令和6年8月4日まで（5ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し、その数値を用いて経常事項審査の申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経常事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同上に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（指示処分）を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（建設業法違反行為）第13号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070